

兵庫県国際交流協会 友の会会則

(名称)

第1条 本会は、公益財団法人兵庫県国際交流協会（以下「協会」という。）に設置し、兵庫県国際交流協会友の会（以下「友の会」という。）と称する。

2 友の会の下部組織として中高生を対象とするJunior Friendship Club（以下「JFC」という。）を置く。

(目的)

第2条 友の会は、協会事業の趣旨に賛同し、支援するとともに、草の根レベルの国際交流に積極的に参加する者が集い、諸事業を行うことを目的とする。

(会員)

第3条 友の会の会員は、個人会員とする。

2 会員は、友の会が実施する国際交流事業に積極的に参画し、他の会員と協調して、友の会の目的の実現に努めるものとする。

(役員)

第4条 友の会に、次の役員をおく。

名誉顧問 1名

会長 1名

副会長 2名

理事 30名以内

2 理事は理事会で選任し、会員の同意を得ることとする。

3 会長・副会長は理事の互選によるものとする。

4 名誉顧問は兵庫県知事をもって充てる。

(任期)

第5条 役員は任期は2年とし、再任を妨げない。また、補欠役員は、前任者の残任期間とする。

(入会)

第6条 会員になろうとする者は、すでに会員である者1名の紹介を得て、入会申込書により会長に申し込むものとする。

(理事会)

第7条 理事会は会長、副会長、理事をもって構成し、議長は会長がこれにあたる。

2 理事会は年2回開催することとし、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合は臨時に理事会を招集することができる。

3 理事会において、次の事項を審議する。

(1) 会則の制定及び改廃

(2) 草の根レベルの国際交流事業に関する企画

(3) その他、友の会の運営に関する重要な事項

4 会議の議決は、理事会出席者の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長の決定するところとする。

5 事業実施にあたっては、理事会の決定により、専門事項を所掌する担当理事をおくことができる。

(会費)

第8条 会員は、年額3,000円の会費を納入するものとする。なお、JFCの会員は、会費を免除する。

2 前項の会費は、入会時の場合を除き、毎年、協会が発行する納入請求書により、所定の期日までに納入するものとする。

3 既に納入された会費は、理由のいかんにかかわらず返還しない。

(会員の特典)

第9条 協会は、会員に対して次のことを行う。

(1) 友の会会報、協会広報誌の配布

(2) 協会が主催または後援する行事・催し物等への優先参加

(3) 会員相互の親睦が図れる行事・催し物等への参加

(4) その他会長が必要と認めたこと

(退会)

第10条 会員が退会しようとするときは、会長に退会届けを提出するものとする。

2 会員が、会費を2年以上滞納し、かつ納入の催告に応じないときは、退会したものとみなす。

(会員の処分)

第11条 会員が、友の会の名誉を毀損し、又はその目的に反する行為をしたときは、総理事数の3分の2以上の理事が出席する理事会において、出席理事数の4分の3以上の理事の同意を得て、これを除名することができる。

(補則)

第12条 この会則の定めのない事項については、必要のつど会長が別に定める。

附則

1. この会則は、平成3年12月1日より施行する。

2. この会則は、平成7年4月1日より施行する。

3. この会則は、平成8年6月28日より施行する。

4. この会則は、平成12年12月8日より施行する。

5. この会則は、平成14年5月1日より施行する。

6. この会則は、平成16年4月1日より施行する。

7. この会則は、平成17年4月1日より施行する。

8. この会則は、平成22年4月1日より施行する。